

全員協議会次第

令和3年10月19日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

郡司事務局長

2. 挨拶

小松議長

3. 協議事項

- (1) 世界農業遺産認定申請の報告について
- (2) 三芳町空家等対策計画(案)について
- (3) スクールゾーンの進捗状況について

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 入間東部地区事務組合

5. その他

6. 閉 会 (12:08)

山口副議長

令和3年10月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	内藤美佐子
議員	桃園典子	議員	細田三恵
議員	林善美	議員	菊地浩二
議員	落合信夫	議員	増田磨美
議員	本名洋	議員	井田和宏
議員	細谷光弘		
議長	小松伸介	副議長	山口正史

欠席議員

なし

説明者

観光産業課長	鈴木義勝	観光産業振興幹事	江田直也
治安心課長	前田早苗	治安心課副課長	芹澤利也
治安心協働防犯担当主幹	伊藤博美	治安心協働防犯担当主幹	横山晋太郎
環境課長	吉田徳男	都市計画課長	井上忠相
政策推進室長	島田高志	政策推進室担当主任	細野良太
道路交通課長	田中美徳	道路交通路道備施設整備交通担当主幹	新井亨

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局書記	小林忠之
------	------	-------	------

事務局記 山田 亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。

全員協議会ということで早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。ここ数日めっきり寒くなりまして、本当に秋が来ているなというふうに思っております。急な体調の変化もありますので、皆様お体には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

また、先週の土曜日には地域連携避難訓練ということで開催をされまして、議員の皆様にもご協力をいただきまして、大変にありがとうございました。反省点等は総務常任委員会のほうで今後行ってまいりますので、またその反省を生かしながら、今後に生かしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

コロナの感染ですけども、昨日は232人ということで、1年ぶりに300人を下回ったということで、大分落ち着いてはきておりますけれども、昨日は三芳町でお一人ですかね、報告も上がっておりますので、皆様ぜひ気をつけていただきたいというふうに思いますので、引き続き感染対策をよろしく願いいたします。

本日も協議事項幾つかございます。担当課の皆様にはお忙しいところご説明いただきまして、大変にありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、本日も皆様の慎重審議お願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございました。

◎世界農業遺産認定申請の報告について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、まずは飲料水の持込みと飲用の許可をいたします。

それでは、協議事項のほうに移らせていただきます。(1)、世界農業遺産認定申請の報告についてということで、観光産業課の皆様に来ていただいております。

では、観光産業課長、説明お願いいたします。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 皆さん、おはようございます。早速ですが、世界農業遺産の申請の報告をさせていただきますと思います。

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会を通しまして、10月7日にFAO（国際連合食糧農業機関）のほうへ英文の申請をしたところでございます。そうしましたら、前回全協のほうでご報告させていただきました現地調査、2次プレゼンテーションのあたりからその後の経過をご説明させていただきたいと思

います。お手元の資料でA4、1枚の提出の要領が、これまでの歩みというところを見ていただきたいのですが、協議会の構成といたしましては変わりございません。川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町、JA、川越農林振興センターの幹事によって組織されてございます。先日報告させていただいたのは、令和3年の1月27日に2次審査を行いまして、その後、世界に申請していいよという承認を得たというところでご報告させていただいたと思います。その後、令和3年の5月10日に専門家会議が行われました。これは日本語の申請書でもって、全部日本語なのですけれども、専門家会議に諮っていただきました。これはオンラインでやまして、役場の3階の会議室のほうに幹事全員集まっていたいて、もちろん会長である町長もメインとなってやりました。日本語申請に係る質疑応答を受けて、疑問点、専門家会議委員が5名プラス1人、アドバイザーという方でSAGというところの組織、これ世界の組織みたいなのですけれども、その説明はまたあれなのですが、名称というよりも、SAGというのがFAOが審査機関で置いている、日本でいう専門家会議の国際版みたいなところなんです。日本の方も1人オブザーバーで入っておられます。専門家会議にかけまして、いろいろな質疑応答を受けまして、その後指導を受けました。こういうところを直したほうがいいのか、もちろん日本語の、この場合は5月10日のときは日本語の形で、その後アドバイスを受けまして、8月10日にもう一回専門家会議が行われまして、今度は英語版について、英訳をこの間させていただいたところなのですけれども、英語についてはご存じのとおり単語のチョイスですとか、前後のニュアンスによって同じ単語でも意味が随分変わってきてしまうというところで苦労したところがございますが、その辺をちょっと見ていただいたというところでした。8月10日におきましても英語のニュアンスですとか単語のチョイスの関係をご指摘、ご指導いただきまして、最終的に10月の7日、農林水産省を通しまして、FAO、国際連合食糧農業機関のほうに世界農業遺産の認定申請の提出をさせていただきました。

以上が流れのところなのですけれども、今後のスケジュールとしまして、その後に（未定）となっているのですが、今までの流れ、前回までの、2年前もあったのですが、流れでいきますと、FAOによる審査がありまして、実際はSAGという専門家会議みたいなものが審査するのだと思います。その後、FAOによる現地調査を受けます。そして、ローマになろうかと思いますが、世界農業遺産の認定式が行われるという運びになっております。ただし、今後のスケジュールについては、一切FAOやSAGのほうから日程の提示はまだございません。一連のコロナ禍の中で渡航がまだまだ自由にできないという部分がありまして、事務的な審査は行っているとは思いますが、7日に出しておりますので。現地調査については、まだ何もございません。2年前に世界の認定申請を受けた3地域についてもまだ現地調査は行われていないという状況ということを知っていますので、それが今後一緒になるのか、それとも2番手になるのかというのはちょっと分からないところなのですが、いずれにしてもまだ日程は今後は分からないというところがございます。

以上が私のほうからの今までの動きのご報告となります。ご質疑等ありましたらよろしくお願いたします。

ごめんなさい、1つ、お出しいたしました、ダイジェスト版までいかないのですけれども、概要版だけ添付してございます。日本語のものと英語のものと同じものになっていますので、ご参考までに見ていただければと思います。全編添付いたしますと百何十ページにもわたるもので、タブレットでも見づらいかと思うので、中身は概要版のところほとんど。これに関しての各論が全て記載されているということになり

ますので、もし見たいという方がいらっしゃればお渡しすることは可能ですので、言っていただけだと思います。

以上です。何かご質問あればよろしくお願いたします。

○議長（小松伸介君） 以上でよろしいですか。

○観光産業課長（鈴木義勝君） はい。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思いますが、

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。ご説明ありがとうございます。

今後のスケジュールは未定ということで、まだはっきり決まっていないということと、F A Oによる審査と現地調査はこれからあると。こういった内容の審査が行われるのかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

ここからは私たちの、3回申請させてもらっているのですけれども、未知数なところで、実際分からないというのが正直なところなのですが、多分なのですけれども、多分と言っては申し訳ないのですけれども、経験のある関東農政局の保全官のほうから聞いたところ、やはり単語の関係ですとか、あと先ほどS A Gと言ったのですけれども、実際の審査機関に、アフリカンをはじめ、アフリカ人の方、世界各国の専門家委員がおられますので、専門家委員ごとに疑問点、地図もつけているのですけれども、地図が結構多いみたいなのです。どこの地域でどういうことが行われているのかというのが世界的な視野で今度見られますので、国々の文化と違うところがありますので、そういったところの単語、表現を含めて質問が来るのではないかということでした。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

今後の現地調査等はまた、内容等も詳しく分からないということではありますが、前文のところでは最後の文章で「認定される予定となっております」と、既にこう書かれているのですけれども、この表現でいかということと、やっぱり落ち葉堆肥農法をやっている農家にとっては気になる場所だと思うので、そういった農家に説明をするときに、される予定と言ってしまっているものかどうかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

実は、井田議員を含めまして認定農業者さんのほうにはご説明に上がったところなのですけれども、日本の審査が通りますと、日本を代表してというか、農水省のほうも日本で認めたものなので、F A Oに認めてくださいというスタンスの申請になります。もしそれで、先ほど言ったのですが、下から2番目の②番、F A Oによる現地調査、それと①番、審査が通るように整えられるというイメージです。当然よっぽどひどい場合は、こんなの認定できないよとF A Oのほうからあれば、それは却下されることもあろうかと思いますが、時間をかけてそこは整えさせられるというのですかね。審査で何か言われます。それと、2番の現地調

査に来られたときに、またオーダーが出ます。それに対して答えていきます、改善していきますという形で、最終的に認定を目指していけるものだと思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

2点ほどお聞きしたいのですけれども、最後の世界農業遺産への認定の、もし認定されるとしたら時期がいつ頃なのか、大体の目安でいいので時期と、それからここまで関わるのに、町で支出はどのくらいかかっているのか、認定した後も支出というのはどのくらいかかるのか、大まかでいいので、分かる範囲内でお願いします。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えいたします。

認定式までのスケジュールは今申し上げたとおりなのですが、審査が終わらないと現地調査にいきません。現地調査が終わらないと認定式までいきませんということなので、申し訳ないのですけれども、全く分からないという状況です。コロナの状況が、今収束していますが、世界的なものなので、日本だけの問題ではないので、実際足かせになっているのは現地調査で、FAOの方が見えるということになりますので、渡航するということになりますので、そのところがどこの国の人に来るのかということも分からないし、国によってはコロナの対策の関係も随分違いますので、分からないということでございます。それと、費用の関係なのですけれども、せっかくだから江田君に答えてもらおうかな。お願いします。

○議長（小松伸介君） 観光産業課主幹。

○観光産業課農業振興担当主幹（江田直也君） 江田です。

どれくらい費用かかっているのかということなのですけれども、町からの予算といたしましては、町から申請書を申請した協議会、先ほど言った三芳町、ふじみ野市、川越市、所沢市、JA、埼玉県が入っている協議会のほうに負担金という形で町から支出をさせていただいておりまして、毎年10万円負担金として負担をしているところでございまして、平成26年度から申請やっております、ちょっといろいろ枠組み等も変わってたりする部分もありますけれども、毎年10万円程度の高支出を重ねているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今までと、それから今後ですけれども、課長のおっしゃるように、まだ見通しについては分かりませんが、大体の今のお話しした10万円以外で、宿泊を伴うかどうか分かりませんが、そこはどこの持つかも分かりませんが、大体10万円以外の支出というのはあまりかからないというふうに捉えていいのか。それとも、ここもこれからなので、まだまだかかると考えられるのか、その辺をどういうふうに考えているか、課長にお伺いします。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

江田主幹のほうから回答があった10万円の負担金を今まで各団体で負担していただきました。当然認定式

まではそんなにかからないのではないかなとは思いますが。ただ、認定式に行くのに、リモートになれば渡航費用はかからないのですけれども、実際に行ってプレゼンしてくれということであれば何人か行くようになるとは思いますが、そこは協議会のほうで少し負担が増えるのかなとは思いますが。その後なのですけれども、今年、前年度ともそうなのですが、東アジアの農業遺産学会、これにはやはり出席しないとはいけませんので、その部分は開かれた場合は出席させていただきたいと。その部分についても協議会の負担金で今まで10万円の中で賄っていたところでありまして、それにプラスアルファがなければそこで収まるのではないかと考えております。ただ、その後がどういう形になるか分からないのですけれども、視察とか受け入れるだけではなくて、今回もいろいろコロナ禍が収束してきて、いろんなサイトで、学会までいかないのですけれども、シンポジウムみたいのを開き始めているのです。今はリモートで参加が可能なのですけれども、もしかしてそこでコロナ禍が明けると来てくださいという招待があるかもしれません。そういったところで少しもしかしたら費用負担が増えるとは思っていますが、認められれば県のほうも何らかの負担金、今年度から少し増やしてくれたのです。補助金という形なのですけれども、負担金ではなくて。申請にかかる費用が出ますので、補助金をいただける予定でございます。県議会は通っているということなので。今後は本当に未知数なので、どのぐらいの費用がかかるか分からないのですが、状況によっては増える可能性もあるとは思いますが。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございます。

今まで平成26年から年間10万円ということで、まだ100万円もかかっていないぐらいの費用負担かなというふうに思うのですが、認定されたときのメリットをどんなふうに町役場が考えているのか。

それと、あと、費用対効果みたいな、100万もかかっていないということなのですが、効果のほうが大きく出るだろうというふうに見込まれて進めてこられたと思うのですけれども、その辺を町はどのように考えているかお聞かせください。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

昨日テレ玉のほうを見ていただいた方も多いかと思うのですけれども、すごく町のPRに関しては一番のトピックスなのではないかなということで、昨日知事も大分喜んでいただいております。もちろん現地調査のときにお手伝いしていただいたということもありまして、頑張ってくださいというふうに言われました。ただ、今残念ながら、すごく今反響がまた増えているところなのですけれども、コロナ禍でなかなかいろんな事業に結びついてはいないのですけれども、今年の冬ぐらいから視察とかの申出が国際機関を含めていっぱい入っています。かなり事務局のほうも少し忙しくなるなというのはもう既にあるのですけれども、それが、例えば今まで国内が多く、海外の方もいらっやっていたのですけれども、国内外の方も多くなると思っておりますので、既存のお祭りですとか観光事業にも集客が見込まれるし、実際今ちょうどサツマイモの季節なので、物すごい反響もあるし、あと国内でも、テレ玉がほとんどなのですけれども、テレ玉をはじめとした

取材が何件か来ていまして、そんなに長いものではないのですが、放映もされているところでございます。なので、今後もメディア露出が増えていくと思いますので、そういたしますとすぐ町の活性化になるのではないかと考えています。既存のイベントプラス遊歩道整備なんかも農業遺産の関係でしておりますので、活用した、なるべく費用をかけないように工夫しながら、観光事業で景気対策にも対応できるような形で行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。観光事業ということで、どうしても農業遺産系という上富のほうの農家の方々へのメリットになるのかなというふうに思うのですが、やはり町内全域の農家の方々にも世界農業遺産ということが認定されれば大きなメリットになるのではないかとこのふうにも思うのですが、そういう仕掛けというのは考えておられるのかどうか、1点お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

実際、農業遺産の農法の実践農業者におかれましては藤久保の方も若干名おりますので、上富だけではないというのは事実なのです、数は少ないのですが、町全体への波及効果というのも出てくるものだと思います。仕掛けはということだったので、今一番推しているのは農業遺産の散歩道を整備したということで、それも上富なのですが、それを一つ組み込んで、ガーデンツーリズムのほうを、これも費用をかけないで今のところやっているのですが、藤久保、北永井、竹間沢のガーデンといっても公園だったりするので、今のところは、町全体で取り組んでいければ経済波及効果も上がっていくのではないかと、今頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ご説明ありがとうございます。

先ほど認定農家さんのほうには説明に上がっているというお話だったので、お聞きしますが、農家さんの中でも意見はいろいろあると思います。基本的な質問で恐縮なのですが、今まで、それからこれからもそうですけれども、全ての対象になる認定農家さんからは、皆さんから意見を伺ってきたということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課主幹。

○観光産業課農業振興担当主幹（江田直也君） 町内の実践農家さんにおかれましては、各職員が周知のチラシを持って直接お伺いさせていただいて、今回の経緯ですとか今後の予定についてご説明を直接、いらっしゃらない方にはポストに入れて後で電話したりとか、そういった形で直接実践農家さん、約36名いらっしゃるので、全員回らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

三芳が中心になっていると思うのですけれども、川越、所沢、ふじみ野市、それからいるま野農業協同組合、ほかの自治体の農家さんに対しては、三芳町としては各自治体にこういった説明とかはお任せしているような状況なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

当然幹事市、またJA等につきましても、ここと同じような形で実践農業者さん用のもの、今までの経緯からこれからの予定、未定が多いのですけれども、こういったものをデータでお送りしまして、逐一申請の状況についてはお伝えしているところがございます。それで、幹事会を毎月行っておりまして、それがこの間が……7日に提出した翌8日に幹事会を開催しまして、その幹事全員集まっていたいただいて状況を説明して、また実践農業者のほうには周知いただけるよう、データ、紙ベースのもの、チラシを作りましてお願いしているところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それで、町内の36名の実践農家さんへのご説明をこれまでできて、意見はいろいろあったかと思いますが、各農家さんによって温度差はあると思うのですけれども、おおむね世界農業遺産認定について協力していただけるような形は取れているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えいたします。

私のほうも10分ぐらい出ささせていただいたのですけれども、もちろん温度差はかなりありまして、ただ今後の現地調査等もありますから、今後のご協力もお願いしたところなのです。その中では、ここまで来たのなら頑張っよとというところで、やめてくれという意見はありませんので、当然実践農業者さんですので、それはプラスの方向に向いているというふう実感しております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

2点ほどお聞きしたいのですけれども、まず1点目が、これは以前から聞いていたことなのですが、この地域のもし開発が起きる場合について、以前から開発には、例えば雑木林をどうしても家の事情で手放さなければならなくなった場合、開発に対して支障はないということでしたが、それに関しては今も変わらず認定従事者というかでも、家の事情等の場合は仕方がない、開発は可能ということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、日本農業遺産が当然認定されていまして、世界になった場合も特に何か変わることはなくて、都市計画法上でも何か規制を加えるという意図は全くございませんし、話もありません。もち

ろん農地ですから農地法の縛りですとか、農業振興地域ですから農振法の縛りですとか、建物については都市計画法の縛りというのはございますが、農業遺産の関係で相続を含めて開発に関しては何ら変わらないものと認識しております。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） もう一点が、先ほど、もしもこのまま正式に認定された場合、東アジアの学会があった場合は出なくてはならないということでおっしゃっていましたが、一昨年でしたっけ、東アジアの学会の時期がちょうど9月議会ともろにかぶってしまっていて、それでちょっと議会内、協議の中でもめたところがあったと思うのです。今後のスケジュールは、もちろんかぶるかどうかわかりませんが、そういった場合の対策というか、そういった場合はどっちを優先するとか、そういうことはある程度予定されているのですか。非常時にばっちりとかぶってしまった場合は、例えば代理はどこに行くようにするとか、そういったことはもう話されていますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

東アジア学会については、東アジアなものですから気候が日本と似ているということで、一番いいのがきつと秋なのですよね。私どもの視察もその辺に集中しますので。ということで、9月議会前後になることが多いかもしれません。ただ、そこは調整したいとは思いますが、当然答弁者、町長については調整しなければいけないものとは考えておりますが、実際の日程が出たときに、足かけ4日間ぐらい行われますので、例えば1日目の基調講演だけはどうしても聞かないと。もしくは、今なんか可能性があるのですけれども、全部リモートができるということであればそれはリモートで、もしその場に参加できなくても録画しておくとかという対策は協議して、調整したいと。決して町議会にご迷惑をかけることのないようにしたいと思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

以前お伺いしていたかもしれなくて、重なったら大変に恐縮ですが、すみません。先ほど36軒の実践農業者というお話がございましたけれども、実践農業者さん全てが36軒なのか。実践はされているけれども、今回希望はされていない農家さんもいらっしゃるのか、ちょっとその部分をお伺いします。

○議長（小松伸介君） 観光産業課主幹。

○観光産業課農業振興担当主幹（江田直也君） こちらの実践農業者につきましては、協議会のほうで実践農業者になるべき基準等を決めておりまして、手続的には協議会のほうで幹事会等を含めて実践農業者さんを認定していくというような形でございまして、今の質問ですと、もちろん落ち葉堆肥農法をやられているけれども、なられていない方もまだ潜在的にはいるものと認識はしておりまして、こちらのほうでお声かけですとか周知等をさせていただいた中で、今現在町内では36名で、構成市町の中だと、合計ですと72名現在いらっしゃるというような、川越、所沢、ふじみ野合わせて72名が認定されていて、もちろん潜在的な方

もいらっしやると思うのと、事務局等、幹事市含めて認識しているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

分かりました。潜在的なということで今お話がございましたが、今後はこの事業を進めていく上に当たって、より一層またお声がけを拡大していくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課主幹。

○観光産業課農業振興担当主幹（江田直也君） 方向性としては、今議員さんおっしゃったとおり、この農法をPRして、やられている方については、基準に合う方は皆さん認定をしていく方向のような形になっていくと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

F A Oの現地調査に対して、渡航費用だとか、こちらでの食事代、宿泊代等はF A Oが持つのか、こちらで支出等があるのか。また、いらっしやる方に対して、ウエルカムパーティーではないですけれども、接待等の予定をしているのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えいたします。

現地調査についてはまだ未確定なのですが、ただ日本農業遺産の認定のときも現地調査ありました。それと同じだと思っております。その場合、審査機関が審査に来ますので、一切費用負担はなかったです。その後の何かお土産とかそういうものも一切なしで、全て日本農業遺産の専門家委員だったらそちらの機関の支出、今回もF A Oの支出で来られるものだと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、調査に関しては、町の支出はほぼないということでよろしいということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 現地調査に関してはないと思っております。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

先ほど実践農業者さんを72名とお話しされていらっしやるのですけれども、この資料の中に71件と。本システム実践農業者71件とあるのですけれども、その差……。

○議長（小松伸介君） 観光産業課主幹。

○観光産業課農業振興担当主幹（江田直也君） すみません、こちらの申請書のほうに書かれている71件というのは申請書を出した段階ですので、昨年令和2年の7月22日にそこをスタートしているのですが、こちらの申請書を出したときの件数でございまして、令和2年度中にその後1件増えて、今回実際は72件ですよという説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、以上で協議事項（1）を閉じさせていただきます。担当課の観光産業課の皆さん、大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時09分）

◎三芳町空家等対策計画（案）について

○議長（小松伸介君） 協議事項（2）、三芳町空家等対策計画（案）について説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。おはようございます。

三芳町空家等対策計画のほうの素案がまとまりましたので、議員の皆様にお示しをしまして、後ほど会派ごとにご意見がございましたらご意見をいただければと思っております。書面で11月の初旬ぐらいを設定させていただきますので、会派ごとに意見をまとめていただければと思いますので、よろしくお願いたします。その皆様のご意見を受けつつ、昨日空き家対策協議会が終了しておりますので、協議会での修正点も何点かございますので、その修正点と議員の皆様からのご意見をまた修正した後、空き家対策協議会で計画のほうをもみまして、その後パブリックコメント、再び空き家対策協議会を経て、空き家対策の計画を策定していくというスケジュールになっております。

それでは、内容につきまして担当のほうからご説明させていただきます。

○議長（小松伸介君） 自治安心課主幹。

○自治安心課自治協働・防犯担当主幹（伊藤博美君） 伊藤です。

それでは、三芳町空家等対策計画の全体の構成をお話しさせていただきたいと思っております。資料のほう、お手元にご覧いただけますでしょうか。計画書の目次のほうを御覧ください。全体の構成は、第1章、計画の趣旨、第2章、現状と課題、第3章、基本的な方針、第4章、空き家等対策の推進施策、第5章、資料編となります。

1ページ、2ページをお開きください。第1章、計画の趣旨。1、計画策定の背景と目的、2、計画の位置づけについて。空家等対策の推進に関する特別措置法第6条及び令和元年6月1日施行、三芳町空家等の

適正管理に関する条例第6条の規定に基づき本計画を策定し、図表1、計画の位置づけのとおり、基本的な考えや取り組むべき方向性等を示すものです。本町の最上位計画である三芳町総合計画や各種個別計画との整合性を図りつつ、取り組むものとし、3、計画の期間については5年間とし、必要に応じて適宜見直すものとし、

3ページをお開きください。用語の定義となります。昨日の協議会にて分かりやすい表現に変更していく必要があると指摘をいただきましたので、こちらの表については後に修正させていただきたいと思っております。

第2章、現状と課題です。4ページから7ページまでが、国、県の現状を記載しております。

8ページをお開きください。本町の現状としましては、図表9のとおり、平成28年に人口のピークを迎え、それ以降人口減少に転じております。空き家等の増加の要因になると考えられています。

9ページ、10ページをお開きください。平成30年住宅・土地統計調査、総務省統計局の結果では、53市町村のうち、47位、その他の住宅空き家率は、県内の調査対象である53市町村のうち、10位となっています。秩父市、寄居町、毛呂山町などは空き家率が高く、三芳町を含め、越谷市、入間市、白岡市など、報道などで開発が進んでいると聞く地域は空き家率が低い結果となっております。

住宅・土地統計調査における空き家は、賃貸用または新築を含む売却用の住宅を対象としたものであり、本町の条例で定めた「空き家等 町内に所在する建物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」、空き家等の定義に基づく実態調査を行いました。第1次現地調査では、各行政区のお力を借りて調査を実施し、236件の建物が空き家との報告がありました。これに基づき、空き家等の現状を把握するため、第2次現地調査として、空き家対策グループによる外観目視調査及び近隣住民への聞き取り調査を実施しました。住んでいることが確認できたなどの件数を除く165件の建物が空き家等に推定されるとの結果となりました。また、11ページ、図表13が示すとおり、町内における管理不全な状態の空き家等については、樹木や雑草の繁茂、建物の破損、ごみ、放置物を中心に問題点が多いことが分かりました。

次に、第2次現地調査で空き家等と推定された所有者へアンケートによる所有者等意向調査を実施しました。結果につきましては、13ページからになります。問1、建物の使用状況について伺いましたところ、「居住していないが定期的に管理をしている」が最も多くなりました。問2、居住していない要因については、その他が最も多くなり、内容としては、相続したが持ち家があるためや居住者が死亡したためといった回答がありました。次に多かったのが、居住者が入院や老人ホームへ入所したためという結果となりました。問3、居住していない状況が続いている期間については、1年以上5年未満が最も多くなり、次いで10年以上となりました。問4、今後の利活用については、「売却を検討しているが、めどがつかない」が最も多く、次にその他が検討中や倉庫として利用したいといった回答がありました。問5、所有（管理）物件の今後に関する悩みについて伺いましたところ、「将来的には検討する必要があるかもしれない、今は特になし」が最も多くなり、次いで、「手放す場合の手続等について相談したい」ということでした。問6、その他、ご意見、ご要望について。「管理に関すること」、「貸借・売却に関すること」など、不動産に関することが多数ありました。

17ページをお開きください。これらのことを踏まえ、本町の課題としまして、1、発生抑制、2、流通、

利活用、3、適正管理が挙げられます。特に雑草や樹木の問題が目立っており、春から夏にかけては雑草や樹木が敷地外に越境しているとの住民相談も多くなっています。管理不全の空き家等では、所有者が町からの依頼に応じず、管理不全の状態が長期化することがありますが、所有者自身の管理意識がないというだけでなく、相続による家族間の問題などの要因が考えられるため、原因に応じた対応を検討する必要があります。

これらの課題を解決するために、18ページに、第3章、基本的な方針を盛り込みました。基本理念を、住民の生活環境の保全、安全で安心なまちづくりの推進として、基本方針につきましては、課題と同じになっておりますが、①、発生抑制、②、流通、利活用、③、適正管理を掲げました。

続いて、19ページで、対象とする地区は三芳町全域となります。対象とする空き家等の種類については、こちらも昨日の協議会にて空き店舗の表現を分かりやすい表現に変更していく必要があると指摘をいただきましたので、後に修正させていただきます。

続きまして、20ページをお願いいたします。第4章、空き家等対策の推進施策について、20ページから32ページに詳細に説明しております。本計画は、空き家を特定空家にしないためにどうするかを重点としているため、住んでいるときから体制を整えることとしています。

施策体系、取組、施策の内容について、図表21で説明すると、1、発生抑制、相談体制の整備、拡充。協議会、行政連絡区との連携、その他団体との連携を進め、庁内体制については全庁的に空き家対策を進めていく必要があるため、関係各課の細かい検討、実施事項についてはアクションプランに盛り込みます。空き家等の解消に向けて取り組むため、適宜見直しをいたします。

発生抑制に向けた周知啓発。空き家等の実態把握、データベース管理。今後も空き家等の実態は変化していくことから、3年に1度の計画で定期的に空き家等の実態調査を実施することで、データベースに最新の情報を反映いたします。

2、流通、利活用。不動産市場への流通促進として、中古住宅または除却跡地の市場流通を促進するため、不動産団体、埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と既に協定を締結し、進み始めました。

空き家等の改修促進、支援。特別な事情のある空き家等の利活用の支援。空き家等、またはその除却跡地の利活用。

3、適正管理。管理不全な状態の空き家等の適正管理の促進、空き家等の除却促進、支援、特定空家等に対する措置としては、32ページにあるとおり、特措法に基づき対応いたします。

33ページからは、第5章、資料編になり、調査票や法、条例の記載があります。

計画についての説明は以上となります。

○議長（小松伸介君） アクションプランのほうは後で。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） アクションプランのほうは、一応参考につくっておつけしたもので、まだ確定ではございませんので、こんな感じかなということでご参考にしていただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（小松伸介君） では、説明は以上でということ。

ただいまの説明に対しましてお聞きしたいがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。1点ほどお伺いします。

前にも議場で質問したことがあるのですけれども、地権者も分からず、それから建物の所有者も分からない、こういったところの建物がかなり老朽化していて、これは建物ということが入っていますので、該当すると思うのですけれども、そういったときの対応というのも当然空き家対策でやっていくと思うのですけれども、その辺については今すぐにでもやらなくてはならない緊急な課題だと思うのですけれども、その辺は空き家対策の計画に対してどのような対応をしていかれる予定なのか。協議会の中にそういった専門知識のある人を入れるということになっていきますけれども、弁護士さんなども入れていく必要があるのかなとも思うのですけれども、その辺の対応はどういうふうに考えているかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

今現在、当町にひどい空き家で相続人とか所有者が分からないというところがないという状況がございます。ただし、そういうことが発生したときには、22ページにございます、一番最後のページにございます、相続財産管理人制度、不在者財産管理人制度等を活用しながら進めていくということになります。協議会の委員さんに関しましては、そういう事案が発生したときにまたお願いしていくということが考えられると思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

現に所有者、今環境課長もいらっしゃいますのでご存じだと思うのですけれども、現にそういう場所が上富にあるわけなのですけれども、その辺については、今の自治安心課長のお答えですと、そういうことについて遭遇した場合には、今おっしゃった相続人とかを云々しながら対応できるので、そこも解決していくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） もしかしたら法人の部分なのかなというところもございます。今、基本的には個人の所有者ということで考えてはいたのですけれども、もし法人の部分がそういうところがあるというような発生とかができたときに関しては、また検討はしていかなければいけないなというところではあります。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ごめんなさい、再度確認なので、町内の建物と書いてあるので、個人、法人に限らずというふうに捉えてしまったのですけれども、これは個人の建物というふうに捉えていいのか。私は全体的だというふうに捉えてしまったのですけれども、その辺はどちらなのかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。

ご指摘のとおり、個人で所有するもの、または法人で所有するもの、これはやはり同一に取り扱うべき物件ではないかというふうに考えております。法人所有の場合、その法人がもう既に解散しておるとか、ある

いはその実態がもう既に不明であるとか、そうしたことも見受けられるわけですし、そうした場合には、ここに示しております不在者財産管理人制度、そうしたものを適用する場合の対象にもなり得るかなというふうには考えております。それはやはり個別の案件に応じて、やはり慎重に、期間を通しての審議、協議と、このようなものを通して検討していくものかなと考えております。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すみません、自治安心課長にもう一度確認させていただきたいのですが、私は町内の建物ということで、法人の建物であっても個人の建物でも両方ともここに含まれるというふうには考えていたので、それでいいのかどうか。それとも、そうではなくて、やはり個人だけなのか。今一つの例を挙げましたけれども、この問題についても環境課と自治安心課と協働でやっていく必要があるなというふうには思っていますけれども、その点についてはどう考えるかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。お答えいたします。

大変失礼いたしました。この空き家対策計画につきましては、個人、法人関係なく双方とも対象になっておりますので、問題ありません。私のほうで勉強不足で、不在者財産管理人制度のことに法人の部分が適用できるかどうかを私のほうで勉強不足だったので、環境課長のお答えになったところなので、勉強不足で誠に申し訳ございませんでした。

ただし、空き家対策に関しましては、ここ4課並んでおりますけれども、この4課プラス全庁的にやる必要があるということで、中にも税務課だったり福祉課だったりを盛り込んでおりますけれども、全庁的にやっていくというようなことで進めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

○議員（吉村美津子君） はい。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明ありがとうございました。いろいろ進んでいるのだなというふうに思いました。

それで、10ページのところに調査のことが書かれています。第1次現地調査と第2次現地調査ということで、この調査をされて、これが令和2年ということで、この時点では特定空家と呼ばれるようなものは三芳町内にはないというふうに考えて、まずその確認なのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田でございます。

特定空家になり得る、なり得そうなところは今のところないとお答えしたいと思っておりますが、ただやっぱり壁とか外壁の剥がれとかで骨組みが出てきてしまっているところはあるので、そういうところに関しては特定空家に指定しないように進めていかなければいけないなというところなんです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） つい先日もご相談させていただいた件がございましたけれども、やはり放ってお

くとだんだんと壁も朽ちてきて、雑草も伸び放題というようなところもありますので、一応相続された方に、地権者さんにご連絡を入れていただいているはずなのですが、そこがなかなかやっただけでないというときに、町としてはどんなふうにやっていくのか。特に雑草が伸びたときに、隣近所の方が自分たちで雑草刈りをされているような状況も見受けられますので、そんなときに町に相談をすると、もう地権者さんには連絡はしていますよで終わるのか、そこら辺が何とも悩ましいところなのですけれども、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 自治安心課、前田です。

通知を出して、ある程度の時期にもう一度再び通知を出すということは必要だと思っております。そこはちょっと実際のところはできていないところがございますので、期間を決めて再び通知を出す。その後は配達記録等の通知の出し方等を実際やったときにご連絡いただいた案件もございますので、そういうような形。その後訪問とかという形を徐々に進めていければいいなというところで今進めております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

最終的に、例えばなかなかやったださらないということが続くようだと、住民の方々は町に何とかやっていただいて、そちらに請求すればいいではないという、そんな声をよく聞くのですけれども、そこまでちゃんと計画上あるのかどうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。

ご指摘のとおり、アンケートの調査からいくと、結果では樹木ですとか庭の雑草ですとかごみ、放置物等々の課題、問題が非常に多数を占めているという結果でございました。これらの問題については、所有者が不明な場合、そのほかに、所有者は判明しておっても、なかなかこちらの依頼ですとか通告に対して一向に協力が得られないとか、そうしたケースもまれにあるわけがございますので、そうした場合にはやはり度重なる通知、通告ですとか、あるいは実際に今後は直接訪問して、対面して働きかけ、それを行うなど、そうしたきめ細かな対応、これは重ねていくということで、そうした方針を定めておるわけです、この計画の中では。その後につきましては、軽微な措置という措置を取り得るというふうなことで条例にもうたっております。その場合に、樹木ですとか雑草、そうしたものが極めて人体とか生命に多大な影響を与えるものかどうか、そうした判断も必要かと思われまます。あくまでもこちら計画書の素案にお示ししておりますとおり、軽微な措置を取り得る場合としましては、まずそうした庭の樹木ですとか雑草ですとか、そうした私有財産の管理というのはあくまでも第一義的には所有者自身が行うべき、財産管理のことですから。そうした軽微な措置を取り得る場合には行政連絡区ですとか地域団体、複数の近隣住民団体等、そうした方々、そうしたものの要請があった場合、検討を要するという事です。ですので、そうした樹木ですとか雑草、そうしたことの地域に与える影響ですよね。それと、あと、町が軽微な措置を行うこと等々の利益の均衡というのかな、そうしたものも慎重に判断しながら、そうした措置を取った場合には、やはり費用は当然ながら所有者さんに請求して徴収しなければならないという規定もございますので、そうした場合もあり得るというふう

にやはり考えてはおります。いずれにしましても、空き家グループですとか協議会、そうした場において個別案件を慎重に協議をしながら対策、方策を審議し、対処していくと、そのようなことになるかと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

32ページなのですが、まず特定空家と判定するのは町ということでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 自治安心課、前田です。

協議会の意見を聞いた上で、町のほうが特定空家を認定していくという形になります。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

特定空家と認定された場合に、固定資産税の軽減措置等がなくなる場合があるということなのですが、そちらに対しては町のほうで通告するのか、国のほうでやるのか、こういった形になっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） まだ皆さん結構ありますか、質問。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ありますか。

ちょっと休憩したいと思います。協議の途中ですが、休憩したいと思います。

（午前10時41分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（小松伸介君） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。

大変失礼いたしました。ご質問の件につきましては、平成27年度空家等対策の推進に関する特別措置法、これに係る税制改正が行われておりました。私、失念しておりました。大変失礼いたしました。措置法に基づく特定空家等に係る勧告の措置が行われた後、その特定空家等については固定資産税上の住宅用地に係る優遇措置、こちらが除外されると、排除されるという規定に税制改正が行われておりました。固定資産税の課税、それに係る運用は各市町村の条例に委ねられておりますので、この課税に係る運用につきましては三芳町が行うべきものと、このように理解できると思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 32ページの下の方の略式代執行と行政代執行において、所有者が不確知、または相続放棄されて、管理人に対しても全て放棄されているような場合に当たって、こちらの壊したりする費用というのは元々所有者に対して請求されるのですが、そういった方々が分からなかったり放棄されているような場合に、執行した後費用の回収のために、その建物が建っていた土地等を処分してそういった費用に充てたり、所有者が分からないので、固定資産税等が支払われていなかったりするとは思いますが、そういったものも含めて執行自体を町でして、その売却等も町でして、費用の分を売却費用から支払うというような形になるというような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これ相続人が存在しない場合の、相続人がもういない、関係人がみんな相続放棄をしている等々の場合でよろしいですね。そうした場合には相続財産管理人制度を適用する対象になるかと思えます。そうした場合には全てが財産管理人がその代表者となりますので、相続財産管理人、その相手方をもって、やはり町による行政代執行が行われることになるかと思えます。その費用につきましても相続財産管理人、それに対して請求すると、このような形になると考えます。相続財産管理人において、行政代執行により建物等が撤去された後の跡地、敷地、それらを売却すること等によってその清算が行われるのかなど、このように考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、相続財産管理人を裁判所が指定して、所有者はよく分からないですけれども、された方に対して売却はそちらの管理人のほうがやる、土地の売却等をやった後にかかったお金だけを町のほうで請求されるということでもいいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのように認識しております。実際に町で要した費用、それを徴収した後に、土地を売却した後にその残余が出れば、それは例えば国庫に帰属されるとか、そういう措置が取られるのかなど、このように認識しておりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そういった場合、もし逆に赤字になってしまった場合は町でしようがないから負担するというところでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 相続財産管理人制度、私もかつての所属にいたときに浅く広く触れていたところでもあったのですが、確かに財産管理人制度を適用するにはやはり町の財政負担というのも伴ってくることもある。財産管理人制度、これを適用するに当たっては、先に裁判所に予納金を納めるですとか、そうした一定の財政負担もございます。結果として、その財産が売却処分できなかつたりとか、また売却価格が町の負担した予納金ですとかその費用に満たなかった場合にはやはり町のほうで一定の金額、いわゆる

自腹でしょうかね、そうした負担が生じるということもあると、そういうふうに私認識しております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

18ページでお願いいたします。基本方針、①、発生抑制のところの「各種相談に対応するため、相談体制の整備・拡充を行います」との表記がございます。私も以前何課かにまたがりご相談を申し上げたことがあったのですが、それぞれの担当される分野があるのだということとそのとき学んだのですが、整備をするというこの表記はどのような整備になるのかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） もう一度、桃園議員よろしいでしょうか。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

1、基本理念及び基本方針となっており、その基本方針の①、発生抑制の項目の下のところの各種相談対応のための整備をする。相談体制の整備とあるのですが、その整備とは今までとどのように変わって整備をされるのかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

今までとどのように違うのかというところの多分ご相談だと思うのですが、基本的にはたらい回しにしないということになるかと思えます。相談を受けたところがしっかりとそれぞれのお話を聞いて必要なところにつないでいくというようなことになると思えます。今のところ、ちょっとここはうちではないからというようなことも見受けられるところがあると思うのですが、その部分、必要があれば担当課を呼んで一緒に聞くとか、そういうような形のワンストップというか、相談していただいて、たらい回しにしないというような方策を取ろうと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、ワンストップみたいなことで私はイメージを持ったのですが、そういうことではなく、例えば相談者が環境課かなと思えば環境課にお伺いしたとしても、そこで集約できるような体制となるという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

空き家というカテゴリで相談される場合と、例えば環境課さんでいけば雑草というカテゴリで相談されて、結果空き家だったというところ。うちでいえば、窓が開いていてちょっと不安なのだけでもということに来て、住んでいるかどうか分からなくて、結果空き家だったということもございますので、やはりカテゴリ別にだと、いきなり空き家だからということではないので、相談された窓口でしっかりと体制をするという形で、一つに集約するよりはそれぞれの課で受けたほうが効率的かなと思えますので、そのような

形で考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

議員に相談をいただければ、相談をいただいた身として回ることはできるのですが、住民の方がじかにご相談に来たときというのは、どこがその所管になるのかイメージが湧かないかなと、そのように思います。そう思うと、空き家対策、例えば自治安心課にお越しく下さいというような窓口的なご案内があれば、それが内容的に環境課さんだったらそこからつないでいただくとかという感じのほうが、住民の皆さんに周知するに当たり、どこか分からないというよりも、ここへ行けばいいというふうに分かるとありがたいかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。お答えします。

今現在も空き家の相談という話になれば自治安心課が今窓口になっておりますので、その部分に関しましては空き家対策というところでは、今は対策グループの庶務をしております自治安心課になっておりますので、その形は崩すことではありません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。承知いたしました。

②のところでも1点お伺いしたいと思います。流通、利活用のところの3つ目の項目なのですが、まちづくりやコミュニティ活動の資源として、空家等又はその除却跡地の利活用を促進します」とありますけれども、これは具体的にはどのような内容ということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

具体的に言いますと、第2集会所、第3集会所というところが町内あると思います。公共施設マネジメントの中で統廃合という話も出てきておりますが、こういうところの、集会所という位置づけにするかしないかは別として、空き家をコミュニティーとか地域住民の方が活用しながら管理をしていくというような方向性も見えるのではないかとこのところは書かせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、その空き家が様々なプロセスを経て、町が買い上げるというようなこともあり得るというようなイメージでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

詳しくこうするああするということまではまだ全然検討していないのですが、買い上げるというよりは売却されるまでの間、管理をしながら使わせてもらうという方向のほうがいいのかというところはイメー

ジをしているところですが、財政負担を伴って買い上げるというところまでは思っておりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。よろしくお願いします。

聞きたいことが数点あるのですけれども、これは今聞いたほうがいいのか、後で会派の意見として出したほうがいいのかよく分からないので、取りあえず聞きたいことを伺いたいと思います。

説明の中で修正点があるということで、昨日の協議会の中で。用語の定義とか空き店舗というのを分かりやすくするという内容だったと思うのですが、それが案として確定してくるのはいつぐらいになるのでしょうか。というのは、要するにそれを前提にこちらは意見を出すべきなのか、それとは関係なく出すべきなのかというところで、修正点があるというのを前提で意見求められても、えっと思ってしまうのですけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

申し訳ございません。時間的な部分で昨日の協議会で修正したものをまだ議員さんとかにも見せていなかったのですね。修正点のお話をここでさせていただいて、ここがこういうふうに修正されるというところでは駄目でしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 口頭で言われても、聞き違いとかそういうのがあろうし、もしできているのだったら文書でもらうべきだと思うのですよね。もう少し言うと、何でそんなに急ぐのかなというのがあります。今さら、はっきり言って周回遅れではないですか、ほかの自治体から比べると。それなのに、これで追いつくわけでもないですし、何でそんなにちゃんと手順を踏んでやっていかないのかなという。何でそんなタイトなスケジュールの中で進めていくのかなというのがあります。今日の話も、昨日やって今日で修正がありますよとなってくると、それもちょっと進め方として通常ではないのかなと思うところがあります。その姿勢としてどうなのかなと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

申し訳ございません。それでは、修正をした内容を、ここの部分を修正ということで議員の皆様にお示しをして、その後ご意見をいただくということでいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その点については私自身で決めるわけではないので、議長にお任せしたいと思いますが。

もう一つなのですけれども、26ページで基本方針の下、市場への流通促進とか、改修促進、支援とかあるのですけれども、この中で不動産団体とか不動産事業者とかとあるのですけれども、不動産団体って1団体ですよ。今後増えていくのかどうかという前提があるのかというのとか、あと不動産団体という書き方、表記の仕方として正しいのかなと思うところがあります。計画に書く場合ですよ。そういったところの整合性というのをちゃんと取れているのかなというのがあるのですけれども、まずそこで1つ聞きたいのです

けれども、これは別で聞いたほうがいいのか。今聞いたほうがいいのか。

〔「別」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） では、別で伺うということで、業界の中でもほかの自治体、地方でもそうなのですが、解決し難い課題があります、業界だけでは。特に1番は、手間の割には報酬が少ないということです。そういったことに対する業界、協力団体への支援というところは計画には盛り込めないのかどうかというのを、これも別で聞いたほうがいいのか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

今の段階では、支援というところは盛り込む方向ではありません。

○議長（小松伸介君） では、意見として出したほうがいいのか。

○自治安心課長（前田早苗君） そうですね。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あと、空き家の改修促進、支援ですよ。わざわざ改修するのだったら空き家にしておく必要もないのですけれども、改修がいいのか、それとも解体して更地にするというのがいいのかということもあると思うのですけれども、解体する場合の支援というのもこの中には入ってくるのかどうかというのがちょっとよく見えないのですけれども、文章の中では。どうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

(午前11時10分)

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前11時11分)

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 都市計画課、井上です。

除却等に関しましては、今後、アクションプランにも載せているのですけれども、令和6年をめどに補助制度の創設ができるかどうかを検討して実施していく予定です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） アクションプランは参考程度ということで説明があったと思うのですけれども、それはあることをベースで考えていいのですか。

あと、令和6年ですけれども、もう近隣市ではやっていますよね。令和6年でいいのかなと思いますけれども。

○議長（小松伸介君） それは意見として。

○議員（菊地浩二君） 意見でいいのですか。

○議長（小松伸介君） はい。

○議員（菊地浩二君） では、意見で。

1つだけ。アクションプランは、参考なのか、書いてあるからそっちは検討すべきなのかというのはどうなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 年度まで入れて、参考という形で入れてはあるのですがけれども、今のところは参考としていただきたいと思います。決定はしておりません。計画ができた後に、アクションプランはしっかりつくっていくということでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。今日はありがとうございます。

ちょっと経験でなのですが、マンション内で相続を放棄した部屋があって、そのとき税務課に相談したのですよね。さっきお話があったように、財産管理人立てると。その前に実は相続人全部チェックしなければいけないという作業がありまして、これも有料です。そのとき税務課に相談したら、自治体としてはそういう調査や相続人を立てるといのは基本的にやらないと。そのとき、栗原課長ではなかったのですが、そういう答えをいただいて、やるのであれば管理組合のほうで全部やってくれという答えだったのですよね。その方針というのは変わらない。というのは、一番捕捉しやすいのは、所有者の件で言えば、相続税が払われているのかどうかというのが一番捕捉しやすいわけですよね。そこで途切れたときにどうなるのと聞いたら、結局自治体では何もやらないと。町としては何もやらないということは不納欠損で落としてしまうと、単純に言えば。そういう答えだったのですが、その辺は何も書かれていないのですが、考え方というのは町で、先ほど環境課長、元税務課なので、ちらっとお話がありましたけれども、やるのかやらないのか、町で。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課、吉田です。

ご指摘の件、私もよく承知しております。税務課の局面からいくと、滞納処分として行うことが適当かどうかという、そこをやはり判断材料にするかと思うのです。要するに未収債権の回収という、そうした側面です。マンションであれば管理組合さんが財産管理人制度を運用するのであれば、やはり未収債権、滞納の管理費ですとか、そうしたものをやはり自主回収するためにその制度を適用すると。そうしたことがやはりあるかと思えます。いずれにしても、相続人たる法定相続人が皆もう死亡されているですとか、皆相続放棄をされてしまっておるという場合には、やはりもう相続財産管理人制度によらなければならないかなと思います。その際に、町に未収債権があるから、それを回収するためとするのか。あるいは、町で回収すべき未収債権、要するに貸し金がなければやらないのかという、それだけを判断材料にするのはやっぱり適当ではないかなというふうに私考えます。財産管理人制度を運用するに当たっては、やはりまずは不適切な空き家物件、それを解消することと。まず、そうした大きな目的、そうしたところに立つべきでもあろうかなと私考えますので、これから積極的にそうした空き家の問題を解消していくに当たっては、そうした相続人不在の物件、これの解消に当たってはやはり積極的に財産管理人制度の運用、これを検討する必要はあろうかと、このように考えております。町の費用の持ち出しですとか、費用を回収できる見込みがあるかどうか、

そうしたことは勘案する必要もあることはもちろんですが、基本的には私はそのように考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないのですが、ケース・バイ・ケースでどこがやるかと。管理人をどこが設定するかというのはケース・バイ・ケースで一概には言えないと思うのです。そうではなくて、はなからもうやらないということになると、つまり固定資産税が滞納されていて、その後に関して町は一切関与しないということになると、特定空家を生み出してしまふ要因にもなると思うのです。早めに押さえておいて、例えば相続人がいるかいないかチェックするぐらいはそんなにお金かかる話ではないので、とっととやって、それで固定資産の回収という大きな目的もありますけれども、一方で特定空家を生じさせないというもう一つの大きなことにも使えるわけですよ。そこはやらないのかというのが私の質問で、ケース・バイ・ケースでいろいろあるよという話はよく分かっています。そこは結構です。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。

ご指摘の点につきまして、空家等対策計画、こちら案でございますけれども、その22ページにお示ししておるとおりでございます。「調査の結果、所有者等が所在不明及び相続人不在の場合には、不在者財産管理人制度及び相続財産管理人制度の活用による空家等の解消について検討していきます」と、こううたっておるわけでございます。当然ながら、積極的な運用に向けて取り組んでいくべきものと、このように考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

では、私のほうから確認で、先ほど修正というお話がございましたけれども、そちらのほうはいつ頃こちらにご提示いただけるのでしょうか。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

11月の第1週の末までには皆さんにお示しをさせていただきたいと思っております。その後ご意見いただければということで、そのときに一緒に書面で会派ごとのご意見いついつまでにとということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 11月の第1週の終わりまでにはということですね。

加えて、会派の意見というところは11月の初旬というお話でしたけれども。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） そこも訂正させていただきます。

修正の部分が加わりましたので、締切りについてはちょっと検討させていただいて、そのときにまたお示

しをさせていただきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 修正したものと一緒に、その期限についてもお知らせいただけるということでしょうか。

ほかになければ以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、以上で協議事項（2）、三芳町空家等対策計画（案）について閉じさせていただきます。担当課の皆さん、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時21分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時23分）

◎スクールゾーンの進捗状況について

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項（3）、スクールゾーンの進捗状況について説明を求めます。自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 自治安心課、前田です。

かねてより協議を進めておりましたスクールゾーンにつきまして、議員さん、議長宛てに通知は出させていただいたところですが、動きがありましたので、ご報告をさせていただきます。

前から、5号線、17号線のスクールゾーン規制解除とともに、19号線のスクールゾーン設置を目指すということで進めてまいりましたが、解除は慎重にということで、説明会の開催要望等を受けまして、令和3年の10月の2日、午前中と午後にわたりまして、北永井2区の集会所、藤久保5区第2集会所のほうで説明会を行わせていただきました。参加者に関しましては資料にあるとおりですが、保護者、地域住民の方が北永井2区集会所では10名、区長さんが1名、それから藤久保5区第2集会所では、こちらのほうは保護者と地域住民の方の詳細は分かっておりますので詳しく出しましたが、保護者の方が3名、地域住民の方が7名というところで、正副区長さんで3名というようなことの参加者でございました。

主な意見につきましては、路面標示が消えているというような意見であったり、17号線の横断歩道の位置に関してのご意見であったり、あとバスのルートのお話ございました。藤久保5区に関しましては、19号線と5号線の丁字路の整備のことについて多くの意見が寄せられました。それから、19号線の安全対策何もやっていないではないかというような声もいただきました。また、通学路の再編成を要望しているのだけれども、変わっていないねなんていう声もございました。それから、やはりバス路線のお話が出てまいりました。

それから、保護者の方の参加者が少なかったということで、何でだというようなご意見がございました。その中で保護者の方から、学校で保護者に説明をしていただけたらもう少し参加者が増えるのではないだろうかというようなご意見も頂戴したところでございます。

そのような中、総合的にご意見判断させていただいて方向性を決めますというようなことで説明会でもお

話をさせていただきましたが、10月の8日に、5号線については当面の間、スクールゾーンの指定を続行していくと。17号線については、来年の3月末、子供たちにとっては新年度の初めに17号線のスクールゾーンのみを解除するというような方向。19号線については、早急に交通事故の発生を抑制する取組を進めるとともに、交通規制についての対応を進めるといような方針を出させていただいたところでございます。この方針の決定については、議長宛ての通知を出させていただいたところです。この方針の周知につきましては、議長さん宛てに通知を出させていただいて、その後小中学校の保護者様宛てに通知もしました。先日、10月13日には校長会にて説明をしました。あと、関係する行政区には10月の回覧で依頼をしているところでございますので、もう皆さんのところに行き渡ったのかなというところです。

ご要望のありました保護者さんへの説明会につきましては、10月の26日で今日程を調整しまして周知を図っていくというところになっております。

また、これは17号線のみということなので、今まで町が出していた解除要望ではないものを出してほしいということがございますので、11月の1日に警察のほうに解除要望書を提出するというような今予定になっております。

スクールゾーンの進捗状況のご報告でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

今回スクールゾーンの進捗状況ということなのですが、町内バス路線の新設、休止という資料もいただいているのですが、そちらは。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 政策室長、島田でございます。

バスにつきましては、前々から11月を予定しているというふうに言っていたのですが、予定どおり11月に走らせていただきたいというふうに思っております。7番線につきましては、11月の23日をもって休止ということにさせていただきまして、11月24日、8番線の新設ということで走ります。ただし、スクールゾーンの時間帯につきましては迂回措置を取らせていただきたいというふうに思っています。

本数については2本になります。どうなるかといいますと、鶴瀬から走っていきまして富士塚まで行きましたら、スクールゾーンの時間帯につきましては、次が藤久保4区集会所ということで、国道のほうを真っすぐ行かせていただきたいというふうになります。みずほ台から来た場合も、藤久保4区の次は富士塚という形で通らせてという形になります。スクールゾーンの時間は避けた経路で8番線のほうは24日から走らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、説明は以上でよろしいですか。

今説明いただきましたけれども、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

スクールゾーンの解除について伺いたいのですが、この資料だと11月1日に解除要望書を県警のほ

うに出すと思うのですが、その前に解除しますということで町が進めてしまっているのですけれども、この順番で正しいのかというのがちょっと疑問に今この資料見て思ったのです。あくまで決定権者は県警、公安委員会となると思うのですけれども、間違いなく解除されるのですか、3月末で。それで言ってしまうのですけれども、要するに県警はまだ知らないわけですよ。それなのに町として解除されます、3月末でと言うこと自体が正しいのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

この方向性につきましては、東入間、県警ともお話を進めておりますので、この手順でやっていくということで了解はいただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 県警で了解するような手順ということですか。間違いなく3月末で解除されるということですかというか、いいと思って周りには言っているのですけれども、大丈夫なのかというのが不安に思ったのですけれども、大丈夫ですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） この流れで進めていきます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 今も解除予定だったところの入り口、出口のところにスクールゾーン継続中だと立て看板立っていますけれども、前みたいに延期しますとかというのは絶対ないということですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 今までのこの方向でいけばこのままいける予定でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 違うのですよ。この予定でいけばではなくて、もう解除しますと言ってしまうのではないですか。僕も言ってしまいました。なので、予定でいけばではなくて、なりますと断定できるのかというのを聞いているのです。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 断定できます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

このスクールゾーンの解除、新路線の案内図も含めた用紙が自治会の回覧板で回していただいて、地域の方からは反響をいただいております。

1点お伺いしたいのは、私自治会の流れがよく、町全体が理解できていなくてお伺いするのですが、自治会組織がないところ、自治会ごと行政区から外れてしまわれているところとか、そういうところに関しては、こういう情報はどのような形になっているのかちょっと気になったものですから教えていただけますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） ライフバスのことについてお答えいたします。

まだ広報には出していませんが、11月頃にライフバスの関係は出ます、広報については。ホームページにつきましては、今もう既に出ておりますので、そちらのほうをご参考いただきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

その情報はそうなのですが、今一番お伺いしたいのは、回覧板で周知されている自治会、行政区が数多くあると思うのですが、私がたまたま地域の方から、うちは回った、回らない、回覧がある、ないとかということをお伺いしたものですから、行政区の中で自治会ごと抜けられてしまっているところも少なくなかったりするものですから、こういう町の情報が回覧板というスタイルで回るのか回らないのかちょっと教えていただきたいかったのですが。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

コミュニティーの問題になると思うのですが、基本的には回覧板は行政区に入っている方しか回していない状況です。回していない方まで区長さんたちが届ける必要もないと思いますので、そこは回しておりません。ただし、見せてくれという話であれば、区長さんたちには見せてあげてくださいというお話はしております。

そういう中で、スクールゾーンのことに関しましては、やはり子供たちについては保護者さんに通知を出しております。地域住民の方で知らなかったということもあるといけないので、そこは掲示板等でお示しをしますというようなお話はこの間の説明会でもいたしましたので、掲示板等で流れはお話はしていく場合もございます。全部をそうしますということはやっぱり言い切れないので。

○議長（小松伸介君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

バスのほうで、バス停について2件ばかりお伺いいたします。まず、先ほどご説明ありました8番線のスクールゾーンの時間帯の話ですが、藤久保第4区集会所から富士塚ということで確認なのですが、8番線としてのスクールゾーンの5号線の部分を飛ばしてしまうわけですから、要するにグランシア前とライフバス三芳営業所前については止まらないということよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのとおりです。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） もう一点、ふじみ野市のほうのバス停なのですけれども、これはお知らせなのですが、ふじみ野市のほうにはバス停がなくなるということを知らせてあるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ふじみ野市のほうにはまだ知らせておりません。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは私一般質問の中でもふじみ野市のほうにもお知らせすべきではないかということは随分前にも言っているのですけれども、非常に遅いのではないかと思うのですけれども、ということはふじみ野市のバス停3つでしたっけ、使っていらっしゃる方には、今バス停のほうに7番線は休止になりますというお知らせ貼ってあるのですけれども、それがいつでしたっけ、つい何日か前ですよ。それまでふじみ野市の利用者の皆さんは知らなかった。バス停に、あるいはバスの中にもたしか貼ってあると思うのですけれども、それによって初めて知ったということになってしまうのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、ライフバスを使っている方であればライフバスのホームページ等にありますので、そちらのほうには掲載をさせていただいております。そちらを見ていただくという形になります。あと、担当者会議等ありますので、その場では8番線の、こういうの走りますよという話をしていきますので、廃止になるという話はしておりますので、そこで確認をしているというふうに考えております。また、改めてここでふじみ野市のほうへはまた連絡したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今までは説明というかお知らせしてこなかったのだから遑ってやるわけにはいかないもので、それは早急にお願いしたいところなのですけれども、意見として、ホームページを見る人なんてそんなないし、北永井3区周辺でも知らなかった方々というのはバスを利用している方でも知らなかったという方が結構いたわけで、もっと早くお知らせしていただきたかったという意見です。

○議長（小松伸介君） 意見でよろしいですか。

○議員（本名 洋君） はい。

○議長（小松伸介君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

町内バス路線の新設、休止についてということで、これは決定なのか、それとも中間報告なのか伺いたいのですけれども、というのは私の今までのあれだと17号線のスクールゾーンを解除してから8番線が新設するというふうにセットになっていたように思うのですけれども、それが来年の3月末日をもってスクールゾーン指定を解除する予定というふうに書いてあるので、セットではないなというふうに思ったものですから、これはセットではなくても11月24日から8番線の新設というのは決定なのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

17号線につきましては来年度ということになりますけれども、今はスクールゾーンの時間帯は17号線も5号線も通らないというふうになっておりますので、特にスクールゾーンの解除の必要はないということで…

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） まず、スクールゾーンの時間帯、5号線、17号線は通れないというのは皆さんご存じだと思うのですけれども、5号線につきましてはスクールゾーンの解除を当面の間しないというふうな形になっています。17号線につきましては、来年度解除をするというふうな形になっておりますので、スクールゾーンの時間帯を通らなければ8番線というのは運行が可能ということなので、運行させていただくというふうな形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 関連するスクールゾーン以外は走行が可能なので、そういったスクールゾーン解除は別にして、ほかのところは通ることができるので、11月24日から走行するというふうに捉えていいわけですね。

それで、停留所の設置というのはこれからだと思うのですけれども、いつ頃設置する予定かお伺いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 今もう既に設置をされているというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

スクールゾーンの件、そして町内のバス路線の件、いろいろと努力をしていただき、いろんな状況の中でバスも通していこうということで決定されたのだなというふうに思うのですが、今お話を伺っていると、やはりこのスクールゾーンが、例えば19号線の安全、それから5号線はしばらくはスクールゾーンの解除はしないということではありますけれども、バス路線というのは5号線の状況によっては11月24日から通るのは仮設置のような状況で、5号線がもしスクールゾーンの解除ができ、また19号線の安全の状況が確保された後には元々の町が計画をしていた路線に戻るのかどうか、その辺はどんなふうに考えればよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現状8番線というのは、スクールゾーンの時間は17、5号を迂回するというルートを通っております。5号線が整備されて安全が確認された場合にはそのルートに戻るというふうな形になります。迂回ルートであるために、グランシアであるとかライフバスの停留所には止まれないということでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そうしますと、今回11月24日から8番線新設されるこの路線は、スクールゾーンの時間帯は迂回をしまするので、これは仮の設定であるというふうに思ってよろしいということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

仮であるというふうな形です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ようやく取りあえず決着ですけれども、新しいバス停をつくる際とかにイニシャルコストで予算取ったりしていたと思うのです。それには路線変更に係る経費もあったと思うのですが、今回スクールゾーンの時間帯だけは外すという形になって、追加のイニシャルコストみたいのがかかることはあるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

それについてはライフのほうから請求されていませんので、今ないというふうな形です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

○議員（鈴木 淳君） はい。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、以上で協議事項（3）、スクールゾーンの進捗状況についてを閉じさせていただきたいと思います。担当課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時46分）

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） では、協議事項が全て終了いたしましたので、4の報告事項に移らせていただきます。

まず初めに、（1）、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 広報広聴常任委員会から報告いたします。

年度ではなくて今年の議会報告会は、今ちょっとまだ見えない状況で、町の行事も結構中止されているので、今年は中止ということで、次は来年の4月を目指して検討していきたいというふうに決定いたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ないようですので、議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、(2)、議会運営委員会からの報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会からの報告を2点行いますので、まず1点目からです。

議会議員の期末手当につきまして、昨日議会運営委員会を開催し、方向が決まりました。まず、期末手当について、年間で0.15か月減額します。6月分は支給済みなので、12月分で0.15か月を減額する。令和4年以降は、6月、12月と同じ額になります。今、100分の445になっているのが0.15減るので、100分の430になりますかね。今4年の話ですけれども、そうすると6月、12月とも100分の215になります。その前に加算が入ってくるわけですが、そのようになります。議会運営委員会で昨日、これまでいろいろ提案もあって検討したのですが、議会からの発議とするか執行部からの提案とするかということに関しましては、今回人事院勧告等もありまして、町長を含む町の特別職三役、そちらのほうも減額をするということもありますので、それで議員のほうもそれに伴って下げるということから、こういった場合は執行部提案でいいのではないかということになりました。ただし、今後につきましては、いろんな原因があって上がったり下がったりすることがあるかと思しますので、その際には執行部のほうから議会のほうに事前に話をさせていただくと。それを受けて議会のほうで協議してからその結果を執行部に伝える。その後で執行部提案というのを今後もしていただけたらということで方向が決まりましたけれども、そのことまで執行部のほうで確認しておりませんので、一度執行部のほうに投げかけて、よければそういう形になります。もしくは執行部のほうで、そこまで言うのだったら議会のほうでやってくれともしかしたら言われるかもしれませんので、その場合には議会の発議ということになります。それが今回決まるのが、できれば執行部から返答を求めるのが10月末ぐらいということなので、もし仮に議会での発議となりましたら11月に入ってから議会発議のための準備を進めていくということになります。ただし、減額とかそういった内容については変わらないということでご承知おきいただきたいと思えます。

議員の期末手当については以上となります。何か質問があれば。

○議長（小松伸介君） まずは、ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

では、引き続き、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと1点申し忘れましたけれども、もし執行部提案となった場合ですけれども、順番としては町長とかが先になるのかな。後になるか順番分かりませんが、基本的にこうやってお願いをすることになりますので、議員の期末手当について良識を持った対応をしていただければと。どうしろどうしろとまでは言えないのですけれども、もし質問があれば特別職のほうでももらえればありがたいなというふうに思っています。

続いて、ペーパーレス事業についてなのですが、三芳町のペーパーレスが始まりました。これを受

けて皆さんタブレット等お持ちなのですけれども、今後運用とか要綱をつくっていきます。これは使いながらという部分も出てくると思いますので、使いながら決めなければいけないこと等が出てくれば議会運営委員会のほうで協議をしていきます。その前に、今触って使っている中でいろいろ要望とかあると思いますが、まず一つ、昨日の議会運営委員会から配付されたタブレット、そんなに大きなものではないので、入力をする場合、キーボードで半分以上画面を取られてしまうと全体が見えにくいということもありますので、キーボードなどを含むデジタルデバイス、あとこちらを見ていただいて、これがモニター専用機です。そういったモニター専用機もありますので、そういったことも含めてデジタルデバイスの持込みというのを、今までは物理キーボード、こういうキーボードの持込みは一応禁止はしていたのですけれども、これらを解禁したいと思います。ただ、特にこういうキーボードに関しては、結構人の使っている音って気になると思います。自分でやっている分にはあまり気にならないのですけれども、人がやっているのを聞くとちょっといらっとするときもあるかもしれないので、もしそういうことが起きれば今後また議会運営委員会で協議していきたいと思います。

それと、もう一つです。我々はこうやってデジタルで資料等をもらえるようになりましてけれども、例えば傍聴者の方、傍聴者が来た場合にどうするかということに関しましては、今すぐどうこう対応ができませんので、傍聴者に関しては、特に一般の傍聴者の方、議員が所属していない委員会に出る場合には今のところ見られるようになっていきますので、議員はちょっと除きますけれども、一般の傍聴者で資料が見られない場合には紙の資料を印刷をしてお渡しするという事で当面は対応していきたいと思います。ペーパーレスなのですけれども、窮余の策というか、当面ということで考えていただければと思います。

ペーパーレスについても以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ペーパーレスということで始まったと今ご説明いただきましたけれども、例えば今日の全員協議会の開催通知等もいまだに紙で配られていると思うのです。共有のモアノートのほうには開催通知のほうも出ていますが、これというのは削除というか、紙での配付を廃止とかするのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 昨日の議会運営委員会では一切廃止しています。なので、これは特に開議の主催者の考えというのが今のところ意向が強くされるべきだと思います。あったほうがいいよという場合であれば出すべきですし、元々ペーパーレスなのだしということであれば、この中に入っている部分で十分足りるという判断があればそれでいいと思います。ただ、この開催通知に限らずなのですけれども、今のところデジタルデータだけではちょっと不安ですということがあれば事前に言ってもらえれば印刷という対応もありますので、必要な方はそちらで対応していただくというような形のほうがよろしいかと思っています。省けるものは省くという前提で行っていただければ。ただし、審議に影響するようなことであればそれはならないようにしていただきたいということで、このペーパーレス事業を進めていきたいと考えています。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

厚生とかで、どの委員会もそうなのでしょうけれども、資料請求したものだとか、あと質問の回答を得たものとかを委員会に今配付して、データを委員の方に送っていると思うのですけれども、それも資料として委員会のタブレットに載せるのか、そういうこともあるのでしょうか。全議員が見られるようなモアノートの構成の……

○議長（小松伸介君） 昨日話しましたけれども。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

では、モアノートをアプリで開ける方がいらっしゃったら開いていただきたいのですけれども、そこで会議予定です。全員協議会でいうと、参加者リストってあると思います。全員協議会なので、議員も含めて執行部のほうも何名か入っていますけれども、ここで資料が共有できるかどうかというのを決めます。なので、委員長の判断でこういった数値も含めて全部を関係する委員に見せるべきだということであれば参加者リストを調整すれば大丈夫です。もし資料請求した分ではほかの議員全員に出すことはないかと判断すれば、参加者リストで委員だけにしか、参加者リストに載せなければそうなりますし、こういうのをほかの議員も、例えばですけれども、その委員会傍聴しに来るからとか参考になるのであればということ議員全員を載せれば議員全員に行きますので、これで載せてしまえば取りあえず今までやっているようなメールで配信したりとか、あとクラウドサーバーに乗せたりというのは二重になって、その分保険かかっているようなものですけれども、必要ないよというのであればこれだけで十分事足りると思います。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ということは、事前に事務局と委員長と話をして、これは事務局から配信されるので、事務局で操作して送っていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

その点につきましては、今後要綱の中でしっかり決めていくべきというふうに思います。今開催のことについても事務局でやってもらっているのですけれども、それも本来は委員長がやるべきというのもありますので、委員長とか議長がやるのかということも含めて、あとサポートを事務局がやるのかということも含めて今後決定していきますが、当面は事務局と相談しながらやっていくしかないかなと思います。そうでないとすぐに委員長にやってくれといっても、やれる委員長とやれない委員長が出てくると思いますので。あと、事務局の中でもみんなができるようにしていかないと、誰でもできるようにしてからちゃんと運用をしていくべきだなと思います。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） ほかになければ閉じさせていただきたいと思います。
以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎入間東部地区事務組合

○議長（小松伸介君） 3番目の入間東部地区事務組合の報告を求めます。
本名議員。

○入間東部地区事務組合議会議員（本名 洋君） 本名です。

9月30日に令和3年第2回入間東部地区事務組合議会が開かれました。決算がありましたので、事務組合議員を代表して私のほうから報告させていただきます。

資料を御覧になっていただきたいと思います。時間も時間なので、簡潔に説明したいと思います。決算概要につきましては、表記のように、歳入歳出、実質収支額、決算認定されました。

主な収入としては、各市町の負担金が7割、8割占めるような状況で運営されております。御覧のように、令和2年度大分負担金が減っているのですが、その理由については、新しい消防分署が国道463のほうにできました。その事業が組合債を活用したことにより、当年度につきましては減ったと。要するに借金ですから後年度返済していくわけでありすけれども。それから、消防車、前年度ははしご車かなり高価なもので、それを前の年に買ったので、令和2年度についてはその分がないので減ったということです。

その他の歳入としては、しのめの里、高齢化社会で火葬件数は増えているのですが、葬儀式場使用料、これはコロナの状況、あるいは葬儀形態の変化、家族葬とか小規模な葬儀が増えているので、式場使用料が減っているという状況があります。し尿処理手数料も、下水道の整備に伴いずっと減ってきている状況です。それから、バイオガス事業用地の貸付収入というのは、これはし尿処理施設、令和元年度からでしたか、新しい施設ができたことに伴い、かなりコンパクトな施設になった。あるいは、事務組合、衛生と消防の統合によりまして、し尿処理施設の隣にあった衛生組合の事務棟が今の事務組合のほうに移転したために余剰地が発生したということで、それを貸付けしております。三菱マテリアルの子会社でニューエナジーふじみ野というところに貸付けいたしまして、バイオガス発電を行っております。食品廃棄物などを収集して、あるいは学校給食センター、三芳は独自のルートがあるみたいですが、富士見、ふじみ野市は学校給食の残渣をこちらに持ち込んでいるということです。そこで発酵させて、メタンガスを発生させ、それをバイオガス発電として利用しているということです。また、し尿処理施設のほうの排水も、こちらの発電施設のほうに一部回して再利用してもらっているという状況もあるということです。

それから、続きまして、主な歳出としては、やはり人件費の部分がかなり大きくなっております。2ページ目に行きまして、主な歳出、各項目書いてありますので、御覧になっていただければと思います。

そして、参考指標として、データ、これ張りつけさせていただきました。

以上の説明となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かございましたらお受けしたいと思いますが、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） なしということで、以上で入間東部地区事務組合からの報告を閉じさせていただきます。

ます。

◎その他

○議長（小松伸介君） では、5番のその他のほうに移らせていただきます。

皆様から何かございますでしょうか、まずは。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

私のほうから2点ほどあります。まず初めに、先週末に町長との打合せをさせていただきまして、皆様にも送らせていただいておりますけれども、11月の12日に臨時会の予定があるということで、内容はそこにも書きましたとおり、第3回目のワクチン接種に関する補正予算というものがあるということで、システム改修ということなのですけれども、そういったことがあるということで、11月の12日、恐らく確定になるかなというふうに思いますが、予定をしておいていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この点について何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） 大丈夫でしょうか。

では、2点目としまして、先ほど三芳町空家等対策計画（案）についてということで、自治安心課長から11月の最初の週の終わりに修正版、また会派意見の期限についても来るということでしたけれども、それが来次第、皆様のほうにすぐにお知らせをさせていただきたいと思いますが、議会の会派の意見の期限というところ、ざっくり先ほど初旬ということだったので、そういった形で来た場合には正副で検討させていただいて、皆様にお示しをさせていただくということでよろしいか。その確認なのですが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、なければそのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうはよろしいですか。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、その他のほうも閉じさせていただきます。

本日の全員協議会を終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 全員協議会ということで、早朝からお集まりいただき、大変ありがとうございます。おとといぐらいから急に寒くなっています。もうすぐ11月の12日、今議長からありましたように、臨時会。その後11月の末日に本会議が、12月の定例会がある予定になっておりますので、いろいろお忙しいとは

と思いますが、体のほうには十分気をつけていただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

(午後 零時08分)